

(第一類 第八号)

第三十八回国会衆議院農林水産委員会議録

昭和三十六年三月二十二日(水曜日)

午前十一時四十九分開議

欠として谷垣専一君が議長の指名で委員に選任された。

同（瀬戸山三男君紹介）（第一六六九号）

団に移管反対に關する請願外二十一
件(下平正一君紹介)(第一五九〇号)

したいと存じますが、御異議いかがおせんか。

委員長 坂田 英一君

委員谷垣專一君及び玉置一徳君辞任につき、その補欠として亀岡高夫君

及び田中幾三郎君が議長の指名で委員に選任された。
同日

三月二十日

農業災害補償制度改正に関する請願 (公捕陳介書留付) (第一五四一号)

(松浦東介君紹介) (第一五四一號)
司(池田正之輔君紹介) (第一五四二)

号)

同(黒金泰美君紹介)(第一五四三号)

同(牧野寛索君紹介)(第一五四四号)

同(松澤雄藏君紹介)(第一五四五号)

同外二件(岡田春夫君紹介) (第一五)

國史大考

同(松田鉄藏君紹介)(第一五九一号)

圖(林六壁)取名於《名經》(第
六二四號)

同外二十件（稻富稜人君紹介）（第一

七四五号)

農業協同組合合併助成法案に関する

譜願（小枝一雄君紹介）（第一五四七

同(小枝一雜君留介)(第一六五四号)

同外二件(逢澤寬君紹介) (第一六六)

八号

月十九日

第一類第八号

千戸程度予定をしておるという現況をなす。しかし、今次国会で論議されておりまして、ところの与野党の農業基本法の中に、おいては、一体これから日本農業の經營の近代化あるいは構造改善をどうすべきかという問題に関連をいたしまして、私どもの方では、積極的な農地造成を考えるべきではないか、こういうことを質疑を通じて明らかにいたしておることは御案内の通りであります。

そこで、本日配付されました資料の中に、開拓可能地の調査ということことで、昭和二十二年度の調査、あるいは昭和二十八年度の調査、さらにまた農地行政白書に現われた数字、こういうようなことで経過的にいろんなデータが示されておるわけありますが、この際農地局長から、昭和二十一年の際における約五百四十九万町歩の開墾可能な面積といふものがどういう方法によつて出てきた数字であり、さらによつて出てきた数字であります。また、その後数字的に相当程度縮小をいたしましたけれども、昭和二十八年の調査に基づく数字といふのが一体どういう方法によつて出てきた数字であるか、さらによつて、御承知の通り、開墾可能地を考える場合に、従来のような開拓政策の考え方から、さらに今後成長財と言われる畜産部面あるいは果樹部面、こういうような部面を考えての開墾可能地といふものを判断をいたしました場合に、これらの数字から当面開墾可能地としてどういうふうな数字が出てくるかということについて、農林省の方で基礎資料があれば、その点あわせてお答えを願いたいと思いま

○伊東政府委員 御質問でござりますが、きょうお配りいたしました資料に、開拓可能地の調査といったしまして、いわゆる緊急開拓当時にやりました昭和二十二年当時の調査の表と、それから、その後二十八年にやりましたものとを御参考までに出してございます。二十二年当時でござりますが、ここに書いてありますように、五十町歩以上以上の団地と未満の団地に分けまして、未満のものにつきましては市町村から報告をとつたのでござりますが、五十町歩以上の団地につきましては都道府県から事情を聞きまして農林省を作り上げたものでござります。数字はここに一ページにございますように、約五百五十万町歩といふ数字が出了たわけでござります。そのときの選択の基準といいたしまして、ここに書いてござりますように、たとえば傾斜度は十五度から二十度でござります。あるいは、気温は、五月から九月までの平均気温十三度以上で、日数が九十日以上でござります。あるいは標高、土壤、用水等、ここに書いてござりますように、二十八年にやりますよりは若干大きつぱな基準で、五万分の一の地図をおもに使いましてこれをやつたわけでござります。よく五百五十万町歩といふことを言われているのがこの調査でござります。

ことと、そのほかに、やはり、二十八年ごとになりますと、開拓をやります。でも社会・経済的な条件からいきましてなかなかうまくいかぬといふようなところもござりますし、また、用地取得の見通し等の問題もござりますので、そういうものを頭に入れまして、自然条件の基準も若干精度を高くして社会的・経済的条件も頭に置いて県から報告をとつたわけございます。そのときに出できましたのが、四ページに書いてありますように、七十二万七千町歩という数字が出てきたわけございます。これとその当時取得しておきました面積との合計が二百十万町歩になりますが、それから事業を着手しました面積を引きましたものが、ここにござります百五十五町歩でござります。先ほど御質問にもございましたように、農地行政白書といふものを農地局が三十三年度に出しましたが、そのときもこの数字を外に発表しているわけでござります。その後開拓に着手しました面積は約五万くらいござりますので、この面積から、今後の開拓可能地として推定されるのは百万町歩というようなことに相なろうかと思つております。

われております所得倍増計画では、草地として三十三万九千、約三十四万町歩くらいのものが実は一応対象になつております。開拓の方は二十万町歩くらいが対象になつております。しかしながら対象になつておらず、その後また、ここに載っておりますように、これは案でございますが、約三十四万町が百万町くらいのものが必要ではないかといふ検討が加えられておるわけであります。この百万町——一部、どの程度、ダブっておるかということはまだ判断はいたしませんが、百万町の中とダブっている問題もござりますので、今百五万町がさらにどのくらいになるかという正確なことは検討中でございます。特に、草地につきましては、三十五年、三十六年度予算を取りまして調査をいたしておりますので、その調査が出来次第数字が出てくると思うでございますが、これがこの百万町とまたある程度ダブっているということに相なるらうかと思つております。

十八年の場合には、その中で用地取扱の見通しその他社会的・経済的条件で若干それぞれの地域であるいにもかけて、そしてこういう数字を出したといふ経緯のようであります。

そこで、今後の工業立地の問題と関連をして注目されますところの干拓関係の問題、これは、かねての伊勢湾台風の際の鍋田千拓その他の関係の問題で、再度こういう干拓地域を農地として造成しこれを利用するか、あるいはそうでなくて臨海工業地域等の関係地域のある場合にはこれを工業用地方面に振り向けるのがいいのかというふうな点が、おそらく東海地域においては農林省内でもいろいろ検討されていいるのじやないかと思うわけですが、いずれにいたしましても、干拓地における入植その他の場合は、御承知のように案外営農の安定が容易であるといふような点もありまするけれども、同時に、反面臨海工業等の関連で大きな視野から見てどうするかということがいろいろ問題になって参るわけであります。そこで、農林省として、これから干拓の可能な地域の総面積、——かつてこれは農地行政白書によれば九万町歩というふうに押えた段階があつたと思いますが、今農林省として全国的に把握をしておる干拓可能面積、そして干拓可能面積の中でこれから農業の発展に伴つて農地方面に活用すべき部面あるいはまた工業方面に活用するという部面、こういう方面的の総合的な調整というものについていろいろ相談をし論議をしておるとするならば、その間の経緯についても一つ御説明を願いたいと思います。

生おつしやいましたよろに。今後の日
本の二次産業、三次産業の伸びに従い
ましていろいろ調整を要する問題でござ
ります。特に、過去だいぶ今と経
済情勢が変わった時代に手をつけたところ
等につきましては、でき上がりましたな
ときには周囲がほとんど工場になつて
いる、あるいは都市化しているといふ
ようなことにつきましては、全然農地の
として使わぬで地方公共団体に払い下
げするというようなことをやつてある
ところもございます。今後の干拓地の
問題は、先生おつしやいましたよろに
に、そういう問題との調整がかなり問
題になつてくるのではなかろうかとい
うふうにわれわれ考えております。た
とえば鍋田等につきまして伊勢湾台風
関係をとつてみますれば、復旧はいた
しておりますが、一部は工業用地とし
て使ってもいいのじやないかといふ
うな判断で、具体的な例で申し上げま
すれば、調整といいますか、いろいろ
相談をしておることがござります。ま
た、衣ヶ浦等につきまして、これは
あるいは工業用地にしてもいいのじや
ないかということで、伊勢湾近辺にお
きましても、現に手をつけでき上がり
つつあるものにつきまして、そういう
うような調整をいたしておるところが
ございます。

ことになつておりますが、これ等も擇考されておりますが具体的にはまだそこまでの調整はできておりません。私どもとしましては、今後手をつけますところはなるべく農業用地として使われるところを中心に考えていく、やむを得ざる場合は工業用地と両方である程度していくくということを考えられましようが、なるべく農業用地を中心にして作っていくんだという考え方は変えたくないと考えております。

可能面積につきましては、いろいろ見方がございますが、その後、私ども、開拓可能、干拓可能面積として特に白書以後に数字はいじております。

○角屋委員 先ほど局長からお話をあつたわけですが、畜産局の方で二年間にわたって調査をしながらこれから草地造成の面積といふものをどの程度見込むかということを今検討中のことありますけれども、資料の中では、いわゆる集約牧野の牧草地として四十五年までに四十四万四千町歩、改良牧野として野草改良地に五十四万七千町歩、こういうふうな全体の集計として九十九万一千町歩、約百万町歩程度の草地の造成なし改良をやろうということですが、先ほども局長が触れられましたように、こういう草地造成の場合の地域といふものと、特に最初に触れたました開墾可能地の昭和二十二年度ないし昭和二十八年度の調査の範囲といふものはダブルの部面が相当程度出てきているのではないか、こういう感覚關係であれば畜産局、あるいは畜産関

係であれば蚕糸局、農地の土地改良その他農地造成部面であれば農地局といふことで、各局間の連絡調整といふものが農政全般の推進という立場から見て必ずしも十分でない、ということが農林漁業基本問題調査会の答申の中でも述べられておるわけでありますか、いずれにいたしましても、所得倍増計画なりあるいは農業基本法という新しい段階におけるこれからの農業の近代化あるいは各般の施策を進めていく場合には、どうしてもそういう部面の総合的な緊密な連絡といふものをとつていかなければならぬ。従つて、農地局で立てるところのこれから開墾可能地、あるいは畜産局で立てるところの草地造成、こういうものを全体ひらくためやはり総合的な農地造成というものを具体的に各地域別、各地点別にどういふうに把握していくかということは非常に大きな問題だらうと思う。もつとも、これは、政府の政策として、そういうものは、開墾可能な地であつても、それを年次的に積極的にやつていくのか、あるいは消極的にこれをセーブしていくのかといふことはいろいろあるうと思いますけれども、少なくとも農林省の心がまえとしては、国土総合開発の觀点から、利用し得る部面について積極的に調査もし、資料も整備をし、そうしてそういうものが取り上げられる段階に備えるといふことが必要であらうと思うのであります。そこで、再度お伺いしたいわけですが、從来からそういう面では必ずしも各局間の調整といふものは十分についていないのじやないか、今後、こういう方面の問題は、同じような性格の問題については緊密な連携をとつて

やつしていくことは必要であろうし、そ
ういう面では農地局の押えておる数字
と畜産局が押えようとする数字との間
に局長は一般的にダブっている点も
あるだろうといふことで済まされよう
としますけれども、その辺のところは
やはりもつと調整をしてやっていくと
いうことにすべきじゃないか、どの程
度にこの数字間の連絡がとれた形で出
てきておるのかという点を一応お伺い
しておきたいと思います。

事務局がまたお手伝いをしていくといふようなことについて、十分協議をしてお手伝いをしております畜産の改良牧野なりあるいは集約牧野の数字につきましては、実はこれは私がお答えするはどうかと思いますが、現在、たしか、牧野としてやりますのは、河川敷とかそういうものはみんな除きますが、百三十万町歩くらいだったと思いますが、そういうものを特に改良していくことが中心になつていくのじゃなかろうかと思っております。それで、このうちどのくらいダブっているかという御質問でございまが、私どもとしましては、これを十分詰めましてこれだけダブつていては、いふことはまだ今の段階では申上げることはできませんが、畜産でのくらいの牧野の面積がどうしても必要だということは、これは一応検討をしてある数字で、農林省として決定はいたしておりませんので、それにつきましては、決定いたします際には、農地局と十分相談してもらって、両方で、今後の開拓可能面積はこうだというふうなことをきめていきたいと思っております。

は、一般的に申し上げるならば、いわゆる適地調査といふのは今日の機構からいけば農地局の方でやられることがありますけれども、適地調査といふものを総合的にやつた中で、その適地調査の部分のあるものは現地計画格一貫した総合的な筋道の中で、われが数字を見れば一見して判断ができる、こういう形にぜひしてもらいたいものだ。御承知のように、政府・自民党から出ておる農業基本法の関係から言つても、これから国会に提示しなければならぬ計画の問題もありましようし、また、一般に公表しなければならぬ数字の問題もありましようが、その基本はやはりいろいろ数字的な部面にわたることが多いわけあります。従いまして、積極的に政府・自民党が開拓政策として農地造成をやるにしろやらないにしろ、おぜん立ての部分としては、やはり相互連絡をとりながら、われわれが一見して判断ができるような体制といふものをぜひ一つ作ってもらいたい。昭和二十二年の開墾可能地にいたしましても、昭和二十八年度の数字にいたしましても、必ずしもまだ地についた科学的な基礎に基づく数字と言ふわけにはいかないだらうと思いますし、また、その時期における段階では、今日成長財と言われる果樹、畜産部面を十分に考えに入れた形の数字と言ふわけにも参らないだらう。従つて、こういう点については、一寸分配慮をしてもらいたいといふふうに考えます。

なお、この際、今後の開拓政策の立て方の問題でありますけれども、昭和三十六年度の新年度予算の説明等を見て参りますと、御承知の通り、これから新しい形として県営のパイロットあるいは団体営業パイロットという形でパイロット事業を開拓政策の一環としてやろうということを考えておられるようでありまして、その県営なり団体営のパイロット事業といふものは、これから、成長財と言われる畜産あるいは果樹園を主体にし、しかもまたこれの入っていくのは地元増反ということを建前にしてやろう、しかもこの土地の取得の問題については相対的の相談でござれをやっていくんだ、農地法の路線に乗せてやっていくという形ではないことに、いわゆる話し合いによって開墾可能な地を取得をし、そりしてまた、パイロット事業をやつたあとの配分の問題については、地元の増反ということを中心にしてながらやっていくということが出ているように判断しておるわけですが、それども、これは、今後の新しい開拓政策の行き方としての本流としてとういうことを考えておられるのであるか、それとも、従来の開拓政策、つまり入植等も含んでの開拓政策は開拓政策として推進していくけれども、補完的にといふか、あるいは同時並行的にこれから構造改善の政策に見合つてこういう方面についても取り上げて参ったところのこれらの問題について解説を願いたいと思います。

は、内容等は先生が今おっしゃったと
うな点がおもな点でござります。従来
の開拓を考えますと、これが、どちら
かというと、就労の機会を与えるとい
うようなことで、農家として維持して
いくんだというよろくな、人口問題と
いますか、産業政策といいますか、そ
ういう問題から來た觀点と、もう一つは
食糧増産というよろくなことがあつたの
でございますが、最近のことを考えて
みますと、そういうことでなくて、一
つ開拓の根本は既農村をどういふふ
にしていくかということを中心にして
考へるべきじやなからうかといふこと
で、従来は入植ということを中心に考
えていたわけでござりますが、今後は
一つ、既農村をどうやっていくかとし
うことから出発いたしまして、既農村
から人が一家あげまして開拓地に入る
という場合に、残つた土地を残つた農
村の人々に分けるといふような場合には
は入植も考へていく。しかし、今まで増
反といふことに対するはどちらかとい
いますと力が入つておりませんでし
が、先ほど申し上げましたよな觀点
から増反といふものを相当取り上げた
らどうだといふようなことを考え方とし
て持つておるわけでござります。ま
た、作物等につきましても、先生おつ
しやいますように、これから需要が伸
びるであろうといふことが予想される
ものにつきまして、そういうものを中
心にしてやつしていくといふなどと
を考えております。また、既農村では
なかなか権利の関係等がむずかしい問
題がござりますので、開拓地では、既
農村ではできないようなモデル經營も
一つやってみようといふようななどを

いておりますべし、従来の開拓政策の推進の仕方というものをこれからは少しく変えていこうといろいろふうに受け取らざるを得ないかと思ひます。つまり、農地造成全体の部面でも、これから十年間に予定しておるところの面積は大体二十万町歩程度のものだと思ひますが、同時に、そういう農地造成のこれから帰着点という問題についても、新しく入植者を入れて、そこに総合的な農業経営の地域を作るという考え方よりも、従来の既存の農家の経営拡大の観点から活用するという部面の比重を相当地増大していく。こういう観点に立つておられるのじやないかといふ感じがいたすわけであります。ところが、先ほど取り上げました県営あるいは団体営の場合に、土地の取得については相対相談という考え方方が強く打ち出されておりますが、私ども地元あたりからいろいろ承っております点で問題になりますのは、たとえば三重県の南部の海岸地域で、かねてから約三千町歩からさらに五千町歩近い果樹を中心とした果樹農業の振興地域を作るうということを積極的にやつて参つておるわけであります。従つて、その点では農林省関係の方から調査地域あるいは実施地域ということをそれぞれ不十分でありますけれども取り上げられて参つておるわけですが、ただ、関係者の御意見等を聞いてみますと、戦後の法律としてある程度後退はいたしませんけれども農地法の適用でやつて参つたのが、相対みたいで山持ちと相談をしてやらなければならぬといふことになる、なかなかか計画通りいかない。つまり、開墾をやろうといふ者と山持ちとの相談といふ、相互の力関係といいま

すか、相互の経済的・社会的な条件と
いいますか、そういう中にはやはり段
差があることを否定できないのであり
まして、そういう点から、なかなか当
初予定したような点がこれから相当に
むずかしい状態になってくるのじゃな
いか。これは、関係町村の場合でも、
これからやろうとする関係者の場合で
も、農地局の言つておる新しい開拓政
策の振興といふキャッチ・フレーズに
ついて相当な不安を持つておることは
事実であります。従つて、私どもは、
開拓政策を積極的にやるにしろ、ある
いはもつとしみちにやるにいたしまし
ても、未墾地の取得の問題について
は、単に未墾地を持つておる者とこれ
から開墾をやろうとう者との相対み
たいの相談ということだけではなかなか
かいかないだらうというふうに思う。
そういう点で、やはり、農地局がこ
れからとろうとしておるそういう土地
取得の方式といふのは、民主的な行き
方として一面では考え方の方法であ
るけれども、そういう方向ですべてを
律していくということになると、やは
り計画的・総合的な開拓政策といふ
ものを推進することは非常にむづかし
くなるのじゃないか。これは、草地の
取得の問題にいたしましても、樹園地
あるいは農耕地の取得の問題にいたし
ましても、計画的あるいは適地を適地
として活用していくと、どう大きな視野
からの開拓の推進といふ部面では、この
点がやはりネックになるのじやないか
という感じがいたすわけですが、その
点一つ再度お伺いしたいと思います。

いまと、市町村といふような地方公共団体がほとんど中に入らぬで、國が買収しまして、——これも、買収しやすいところですが、結果においてはそういうことになつております。買収しやすいところを買収いたしまして、中間の地方公共団体等はほとんど関与せずに、國と農業条件等が非常に悪いところに入つてゐるといふようなことで、あまり成績があるわなかつたといふようなことが非常に多いのではないかと実は判断しております。それで、今ペイロットとしてやろうといふようなところは、実は大体市町村当局がほとんど用地の話し合いもし、たとえば部落有林を出すとか、あるいは山なり土地の持ち主と話をつけてきておると、いふうなところが大部分でございます。先生は将来の問題としてなかなか用地の問題がむずかしくなるのじやないかという御判断でござりますが、先ほど申し上げましたように、根本的には、私どもは、両方の審議会の結論をいただいて、どういうようにするかといふうに判断しますは、私は、地元の人もみんな納得してもらつて、いるといふところについて入植してもららなり増反をしてもららとう事業を新しく始めてみようということにしたわけでござります。

○角屋委員 これは、私どもから言ふらば、農地法の一步後退ということであらうかと思うのです。政府の今日の開拓政策に対する意欲という面から目新しさを見出そうといふ情熱に燃えていますけれども、現実にこれからいろいろな悪条件を開拓しながら日本の農政にありますけれども、それをもつとして、その隘路の問題について相互相談ということは、民主的な性格から言えば望ましいことではありますけれども、それをもつとして、今日は山林地主の力あるいはまた農地被買収者同盟等を通じての地主の組織的な動きといふふうなものをいろいろ勘案して参りますと、なかなか土地取得等の問題について、審議会でこれから的基本的な開拓政策をどう進めるかといふところについていろいろ論議が行なわれるのでありますけれども、その中で、やはり、土地取得等の問題について、単に話し合いの問題だけで処理するということではなくて、総合的な視野から推進をしなければならぬ部面について、国が責任を持ってそれを整理していく必要があるのじゃないかということを痛感をいたしておるわけあります。

として取り上げられておる過剰入植問題を
整理対策というものは、なかなかけりどりがたいのじゃないか、こういうふうに思はれますが、その辺のことをさらに実態に即してお答えを願いたいと思うわけあります。

○伊東政府委員 三十五年の予算で
先生おっしゃいましたように、六百
といらものを対象に過剰入植対策と
ての予算を計上いたしました。実績
大体四百二十戸ぐらいの実績でござ
ます。そのうちで再入植をしたいとい
数が約六十九戸、七十戸足らずが再
植をしたいという希望でございます。
これは私どもはそのまま受け入れて
くという考え方であります。先生お
しゃいましたように、ペイロットで
規なものをやるとすればそれは反
対であるから入植はできないのじ
ないかというお話をございますが、
は、現在手をつけてすでに何戸か入
ておりましたところをさらに地区拡
工事をやっておるところがだいぶあ
ります。國營ももちろんござりますし
代行で手をつけているところが數百
さいます。こういう地区につきまし
は、これは当然また入植ということ
考えられますので、繼續地区等であ
ましてそういう再入植者が入りたい
いうところがあれば、当然そこへお
話もしますし、また、県営のペイロ
ットということを言つておりますが、
れにつきましても、入植は全然いか
といふことは考えておりません。お
ませんので、繼續地区が中心になり
ますが、そういう過剰入植対策で再入
植する人につきましては、これは前
植者として新しくまた考えていくと
う方針でございます。

◎角屋委員

「これは、私どもから言え

年度の場合には六百戸の過剰入植の弊

正

げられておる過剰入植

○角屋委員 本年一年この既入植者のうちで過剰入植の整理という仕事をやってみて、いろいろ実施の過程で問題点もやはり経験として出て参ったのじゃないかと私は思う。いわば商業資金的な性格のものとして出しておる十五万円の三分の二補助 あるいは新しいう年度の場合は三十万円の三分の二補助、この辺の金額等の問題についても、もちろんんざらに実際に新しい分野へ行こうとする場合には強い増額の要請があるうかと思いますけれども、同時に、こういう既入植者の安定対策の一環として実施しておる過剰入植者の整理といふ問題の過程で、一体どういう問題が具体的に出てきておるのか、また、新しい昭和三十六年で千戸やもうとする場合にそういう問題の処理をどういふうにいかしていくかとするのか、その辺の実情を少しお話しを願いたいと思うのであります。

○伊東政府委員 ことし六百戸といふものを予算に計上しまして四百二十三戸といふような数字になつたのであります、いろいろな問題があつたんだろうからどういうことだということであります。それが、やはり、これは強制してどうというわけには参らぬ問題でござりますので、ほとんど入植者の自由意思を尊重するというような建前をとつておるわけでござります。問題はいろいろございまして、先生がおっしゃいましたように、出る意思はあっても十五万といふような数字ではいろいろ借金の関係とかそういうものを払えるというわけにも参らぬので、もつとその金を増額

してほしいというような問題も一つ大きな問題でござります。また、出いくにしましても、あの土地を自らの債務と一緒に引き受けてくれるかといふような問題で、その債務の引き受けはなかなかむずかしい、それからいってその土地を買うといいましてなかなか金を借りられないといふような問題で、出る意思はありますても、おとの権利関係等がはつきりせぬといふような問題もございます。また、この中をどらんになりますても、先生御承知と思うでございますが、はつきり再入植でござりますとあるは海外移民といふものほかに、はつきりした職がなく、いわゆるその他部門といふようなことで都会に出ていく人もござりますので、これは、外へ出ましたあの生活の問題、やはりそういうことがはつきりいたしませんとなかなかが出づらいといふようなことが問題になるので、やはり、一回出て、さらに海外へ行くなり再入植するなりあるいは工場へ行くなりといふ、はつきり就職先のことまで考えてやりませんとなかなか問題だといふふうにわれわれは考えております。

として取り上げられておりますることの移住者に対する一世帯二十万円の申請をいたしましたところが、これが来ないうちにブラジルに行かなければならぬということになつた。そういうことのために、このケースは、むすこ一家が海外に移住いたしましたために、おやじの名義の土地をむすこの土地にして、そうしてそれを処分してブラジルに行つた。そのおやじはあとに二十万円が入つてこないために非常に経済的に苦境に陥つておる、こういうことを訴えてきておる一つの事例でござりますが、こういつたことがほかにもあるんじゃないいか。海外へ移住して、過剰入植者の分散政策の一環として国の政策に協力しようなどいうことで非常な決意を持って出かけていくのであります。こういう農民に対して十分な行き届いた施策が行なわれていないというようなことを感ずるわけなんんであります、事実、今日まで過剰入植者に対する処置、海外移住に對してはどのくらいの資金が出たのでありますようか。あるいはまた、国内の新たな適当な開拓地に新しく入植をした者に對してどの程度のものが今日まで支払われたのでありますようか。こういう事例に対して局長は御存じかどうか、そういう点をお伺いいたしたいと存じます。

ておられまして年度当初に出るといふ場合、そういうような時間的な問題があるのはあつたのではないかといううなことも想像されますが、一つ先生のおっしゃいましたよな事例を当たつてみまして、何か役所側の親切心がありますれば、私どもの考え方としては何とか解決したいというふうに考えます。足りぬといいますか、手落等でそういうよな事例が出ておるものがありますが、海外の移住者十五万でございますが、海外の移住者に対しても二十万じゃなかつたですか。その点どうでしよう。

○伊東政府委員 失礼いたしました。
三十五年は両方区別いたしまして、例の農地の移動の問題について農協への信託といふふうな関係法案が出て参つておるわけでござりますけれども、ここで、必ずしも過剰入植の整理という問題ばかりに関係するとは限りませんけれども、過剰入植の整理の場合に、当然農地をどなたかに譲り渡して新しい天地に行かなければならぬということになりますが、この場合の農協の信託といふのは、おそらく政府の法案の中では開拓農協といふものについては考えていないのではないか、こういうふうに思うのですが、この辺のこところは、開拓農協といふものも考え、あるいは從来言つておる農協といふものも考えてやろうというのか、いかがでございましょう。

ので、開拓農協の中でも一部はそういう資格のあるものが出でてくると思いますが、こくわざかな組合、たしか私の記憶では開拓農協で信用事業をやっておりますのは三百あつたかなかと思うのであります。そういう信用の力のある農協につきましては考えておるといふこととござります。

○角屋委員 この農協に農地を信託する関係法案といふのは、今後の審議によつてどういうふうにするかといふ決着がつくわけでありまして、この法案を前提にしていろいろお伺いするということはむしろ当面の段階では適当でないかと思いますけれども、しかし、かりに政府の提案しております考え方というものを法案を対象にして考えて参りますと、やはり、開拓地の場合に、かりに信用事業等をやつておらずに、一般の農協に農地の信託をやる、そろして新しい対象を求めてそれを売り渡していく場合には、必ずしも開拓地の農地は開拓地にという形にならない場合が出てくるのではないかというケースもあるうと思ふわけであります。元来、開拓地であれば、通常集団的にまとまって入植をしておる場合であり、しかも既入植者の安定対策として過剰入植を整理するという考え方からいくなれば、農地信託等の法案がかりにそのままでやられる場合を前提にして考えてみます場合には、そういうふうな点がやはり変わった形でもつて農地の信託をされて、だれにそれを新しく渡していくかわからぬ、もつと一般的な立場からやられるという可能性が出てくるということになりますし、相當問題だらうと思います。その辺のところは今の段階でこういふ問題

諸問題に対応できるよう態勢を整備するということに十分やはり努力をしなければならぬ。そういう観点から、今申しました昭和三十六年度の新しい芽といふものをいろいろ見て参りますと、努力の跡はある程度わかりますけれども、これをもつてしては、既入植者の安定ということは、まだまだ、百年河清を待つといつてはちょっと大きさでありますけれども、なかなかその苦悩する開拓者の悩みといふもの解消するにはほど遠いのではないかという感じを率直に持つわけでござります。きょうは法案の関係から見てこれらの関係について詳細に触れることは避けたいと思いますが、そういう感じを率直に言って持たざるを得ないのです。

そこで、開拓融資保証法の一部改正をする法律案の中身は、政府の方の出資五千万を増額するという、そういう簡単な条文になつておるわけでござりまするけれども、しかし、この問題に関連をいたしまして、御承知のように、昨年償還条件緩和の関係法案を通さしたことは御案内の通りであります。この問題が現在進行過程でありますて、昭和三十五年、昭和三十六年兩年度にわたりまして、約二百三十一億でございましたが、そういう対象の借りかえの問題を今やつておると存じます。これらの償還条件緩和の進捗状況といふものについてこの際お話しを願いたいと思います。

○伊東政府委員 三十五年度から償還条件の緩和を始めたわけでございますが、御承知のように、法律の通りまして、それが八月でございまして、それに基づきまして政令、省令を作り、通達等

を作つてスタートを始めたわけでござります。政府の債権の残高は、先生おおっしゃいました通り二百三十一億でござりますが、そのうち比較的これはほつきりしておるのじゃなかろうかと、いうような、約四千の組合のうち二千組合を対象にしまして、その二千組合の負債約六十億でござりますが、六十億といふものを今年度中に一つ借りかえをしようじゃないか、その中で条件緩和をするものがあればやろうじゃないかというようなことで、三十五年の九月からスタートを始めたわけでござります。やります仕事は、現在組合一本貸しになつておりますのを個人別に割つっていくわけでござります。しかし、その場合に、國の債権だけ割るということだけじゃなくて、これは条件緩和をします場合に優先債務としまして中金の金等の分を優先債務で取りますものもござりますので、ついでと言つちや何でござりますが、一緒に、公庫の資金でござりますとか、あるいは系統の資金も個人別にだれだれとうふうにいたしておりますわけでござります。これはなかなか手間のとれる仕事でござりますが、國だけじゃなくて、系統の金融、それから公庫の金というのも個人別に大体確認をいたしております。そして、一月末でございましてたかの実績は、約二十六億くらいが、借りかえといいますか個人別に割り切つたといふやうな形になつてしまつて、私どもこしましては、三月中にはぜひ割り当てました六十億につきまして三十五年度の借りかえを終わりたいというふうに考えております。六十億といいましても、しかしこれは全部が条件緩和になるわけでございません。

一部は一本化するだけのものもござります。われわれの予想でございますが、御承知のように、あれは、單に一本化しますものと、従来のものを十五年賦にいたしますのと、五年据え置きになります。だから、五年据え置き十五年の二十年が一番条件緩和されるものでございますが、おそらくこれは全債務の六割くらいがそういうことになりますのじゃなかろうか、十五年になるのが一割くらいじゃないかと予想を立てておりますが、そういう予想のものと、今督促いたしまして、本年割りつけた六十億は借りかえをしよう、こういうふうに考えております。

まして、開拓者のいろいろ借財とて、経営に対する大きな圧迫になつて、いるわけであります。この際、今政府関係のものはわかりましたけれども、公庫関係、中金関係、こういうものの最新の年度における今の借り入れの状況というものを伺いたい。

○伊東政府委員 これは若干の推定が入りますが、三十六年の三月三十一日現在といたしまして三百六十億くらいの借入金の残高がござります。その内容でございますが、一番多いのが開拓者資金でございまして、これは先生のおおしおつた二百三十一億で、これが一番多い金額でございます。そのほか、多いのは、公庫資金が約四十五億、それから系統資金から借りております災害の資金がございます。これが約四十億ぐらいございます。それから、自作農資金が四十五億ぐらい残つておりまして、これが大きいものでござります。そのほかに、個人から借りておりますものとか、あるいは保証制度等によらないで農協から借りております数字は今申し上げましたものの外でございますが、制度金融として貸しておりますものの残りは三百六十三億くらいございます。

○角屋委員 総計で三百六十三億八千八百万円、大体推計もまじりますけれども、そういうことに相なりますけれども、入植者全体でこれを割つてみますれば、全国平均で一戸当たり二千四万五千円程度に相なると思ひます。そちらしますと、相当なこういう方面の重圧が開拓者に振りかかってきておる。そういう状態の中で、開拓者の資金融通の一環として短期あるいは中期の開拓融資保証法によるところの農業資金の

貸村をやろうということで、新しい年度五千万円をさらに出資増加をやろうということに相なつてゐるわけですが、この制度は昭和二十八年から御承知のようすに実施されて参りまして、累年政府の出資金等も増額いたしております。

そこで、第一の問題は、この法案の適用の対象になるべき開拓農家の加入ないしは利用状況の問題でありますけれども、資料によりますと、指定農家に属する農家数といふものが十三万三千八百三十二戸、このうちで、加入戸数が十一万一千九百八十戸、利用戸数が七万五千二百三十戸といふことで、加入率八・三・六%、利用率六七・二%、しかも開拓農家十四万八千八百戸といふ対象からいけば利用率としては五〇%程度であるといふふうな状況になつておるわけでありますけれども、実際の今言つたような開拓者の借り入れ状況、経済的な負担状況、あるいは今日置かれておる開拓者の基本営農類型あるいは営農振興の到着目標といふ点から見て、たとえば三十五万なら三十五万といふ所得目標で一線を引けば、大半が三十五万以下のところにあるといふ実態から見ると、資金需要の強い要請から見て、もつともやはり利用率を上昇せしめるという必要があると思うのであります。なぜいうふうに利用率がきわめて低いのか、低いといふからには、やはり金融ベースにおけるところのいろんな取り扱いといふものが、せつかく資金必要な考え方ながらも、その資金需要の線に乗らないといふふうな実態に置かれておるのだからと思つております。従つて、こういふ今日の加入あるいは利用の状況

から見て、もつとこれらの面についての改善策といふものを積極的に考える必要があるのではないかと思ひますが、その辺のところはいかがでありますか。

○伊東政府委員 今おっしゃいましたように、私どもも、もつとこれは加入をしてもらい、もつと加入した人については利用してもらおうという必要があるだろうと思つております。なぜ加入できないかということにつきましては、これは組織論といいますか、開拓農協と総合農協との関係が非常に關係してくるのだと私は思つております。実は、開拓農協といいましても四千あります、これは、名のみの開拓農協も、ほとんど信用のない開拓農協が非常に不便などころにござりますので、加入してしまつたときに恩恵を受けられぬような人もかなりござります。また、非常に不

便などころにござりますので、加入しまつたときに恩恵を受けられぬような人

もあり、今申しまつたように農協自身

が非常に名だけだという農協がござい

ますので、それで加入もしないとい

うなものが一つは予想されます。も

う一つは、加入しましても利用しない

場合でございますが、これは、おそら

く、やはり信用力が非常に低いもので

あります。それで、私ども

としましては、せつかくこの制度があ

りながら、加入もできない、あるいは

加入しても利用しないということじゃ

なくして、これはまたいろんな手続の問題もあるかもしれませんし、もう一つ

は組織の問題として開拓農協と総合農

協のことでも少し突き進めて考えて

いけば、ある程度また利用率がふえてくるということも出てくるのじゃないかというふうに思つておられます。実

は、総合農協と開拓農協の関係は審議会でも非常に問題になつておりますの

で、その結論等によりましても、この制度自身がある程度総合農協との結びつきも出てきまして利用率が上がつて

いくというようなことも考えられるの

であります。

○伊東政府委員 今おっしゃいましたように、私どもも、もつとこれは加入をしてもらい、もつと加入した人については利用してもらおうという必要があるだろうと思つております。なぜ加入できないかということにつきましては、これは組織論といいますか、開拓農協と総合農協との関係が非常に關係してくるのだと私は思つております。実は、開拓農協といいましても四千あります、これは、名のみの開拓農協も、ほとんど信用のない開拓農協が非常に不便などころにござりますので、加入してしまつたときに恩恵を受けられぬような人

もあり、今申しまつたように農協自身

が非常に名だけだという農協がござい

ますので、それで加入もしないとい

うなものが一つは予想されます。も

う一つは、加入しましても利用しない

場合でございますが、これは、おそら

く、やはり信用力が非常に低いもので

あります。それで、私ども

としましては、せつかくこの制度があ

りながら、加入もできない、あるいは

加入しても利用しないということじゃ

なくして、これはまたいろんな手続の問題もあるかもしれませんし、もう一つ

は組織の問題として開拓農協と総合農

協のことでも少し突き進めて考えて

うか、その点をお伺いしたいと思います。

○伊東政府委員 近代化資金との資金との関係でございますが、この資金は、今先生おっしゃいましたように、肥料とか飼料とか、そういう農業經營上心地ございますが、一つ問題になりますのは、従来、開拓農家につきましては、乳牛の導入等につきまして、特別

会計から借りていた人のほかには、有資農家創設事業資金から借りるということができたわけでございますが、これが近代化資金の中へ入つていくといふようなることになりますと、その関係で若干調整を要する点があるかと思いま

す。

○角屋委員 この法案そのものにはわかれわれも異存がない問題であります。これの運営の問題でいろいろ伺つてお

るわけです。従つて、たとえば、今後問題も新しく法案として出て参りますと、その運営問題の中では、農業近代化資金等の問題も新しく法案として出て参りますと、そのにらみ合わせから見て、今日実施をしておる短期、中期の經營資金の申しましたよな開拓融資保証法の問題でやる運営問題と農業近代化資金との関係でやる運営問題と農業近代化資金との関連、そういう面から見て、利率、償還期限といふふうな問題でやはり十分検討すべきじゃないかという感じが率直に言つてゐるわけです。御承知のように、この金の方は、大体普通の原則として一年、最大限三年といふふうな形で処理されていくわけであります。ただ、これが非常に優秀な組合で、これを使わなくては総合農協等から物は買えるというような逆な現象も実は出でております。それで、私どもとしましては、せつかくこの制度がありながら、加入もできない、あるいは加入しても利用しないということじゃなくて、これはまたいろんな手続の問題もあるかもしれませんし、もう一つは組織の問題として開拓農協と総合農協のことでも少し突き進めて考えて

うか、その点をお伺いしたいと思います。そこで、政府は出資される場合の出資の根拠といふものはやはり算出されてもおると思うのですが、三十五年度以降、これはその算出の式を相当根本的に改めていくことが示されておるのですね。それは、地方協会の出資額よりも中央協会の出資額が少なくてはいけない、そういうふうな基本原則があるわけですからして、今回の出資についても、五千万で、それでもう十分なものであるか、ほんとうはまだしなければならぬが、予算上の都合で五千万で消極的にとめたものであります。特別会計から借りられる人はいふのでございますが、一般開拓農家等になりますと、これは、近代化資金の方から借りまして乳牛を導入するといふような場合には、出資も一部するというような形になりますので、その辺のところが若干将来の問題として考えていく問題はあるとは思つております。が、対象、また対象の性質等から考えても、どう大きな変革をせぬでもいいんじゃないかといふふうに実は思つております。

○伊東政府委員 今御指摘の点は、先

合に問題になるのは、この地方協会にいたします。

○芳賀委員 それでは、努力の結果を適当な機会に局長から報告してもらいたいと思います。

○伊東政府委員 御趣旨のよう努め

ます。

○芳賀委員 それでは、速急に是正す

ます。

○伊東政府委員 法案については、中央協

議会に

お

う

な

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

う

<p

○芳賀委員 それでは、好ましい形で
ましたので、予算の関係で切つたこと
はございません。

できたといらのですか。最も望ましい状態がこれだといらのですか。

方が低くて地方が多くて、実はおかしな形になっていたわけです。三十四年度からその関係を是正いたしまして、

たしか三十四年か八千万、三十五年か一億だつたと思うのでござりますが、過去のおくれを取り戻しますとともに、そういう出資をしたのでございましてが、三十六年度の予算につきましては、私どもはこれで両方がバランスがとれるのだというふうに考えておりま
す。

○伊東政府委員 論理的には先生の
と思うんですが。……
というものは、これは相当大きな役割
を果たしておるのでですが、まず、方針
としては、計画的な年次的な資金需要
計画というものを確立して、そういう
場合当然中央の協会とか地方協会とか
の意見を聞く必要があると思うが、た
だ地方協会の出資の総計と見合ら線ま
でであればいいということだけでは、
これはいけないとと思うのです。ですか
ら、今回の場合はこれでやむを得ぬと
しても、将来の問題については、開拓
の短期金融の制度の上から立った場合
には、やはり開拓政策の金融の面の促
進を相当充実する必要があるから、そ
ういう場合の長期的な計画といふもの
をやはり農林省としては指導的に示し
て、それに到達するよう各協会とも
努力するということにする必要がある

おつしやる通りなんだとございまして、ただ、私は、それにはやはり農協と開拓農協との問題とが非常に関連してくる。ここで三十四年度まで保証いたしましたのも、ピークが十七億くらいでござります。十七億といいますと、開拓者がおそらく使うであろうと思いますものが二百億をこえる金額が予想されますので、その比率からすると実は思ひますわざかなものでござります。ただ、大部分が肥料でござりますので、肥料についてはおそらく三十数%のものがござるの制度を利用していうふうに使うのでございますが、その場合にどつちの農協を使っていくのだといふよくなことで金額等もかなり違ってくるのだろうと思ひます。ですから、おつしやることは実はよくわかるのでござりますが、その前提になります農協の問題をやはり相当詰めておかねと、計画だけができましても実際は出資金ではないか集まらぬというようなこともあります。六倍までの保証ができるわけですね。六倍よりもそれが保証実績においては大体半ば程度ということになつてゐる。開拓者の諸君がこの資金の利用を好まないというわけじゃないと思ふんですね。決して不利な内容じゃないです。だから、これが九〇%とか一〇〇%近く高度に利用されておつてこそ初めて基金の使命が達成せられることになるが、それがその実績を見ると半ば

にも達しておらぬ程度だということになると、やはりどこかに大きな理由があると思うんですね。今言われた肥料問題にしても、一、三年前、たとえば中金が中心になって不振組合に対しても選抜融資の形をとつたような時代さえあって、これはある程度改善されたかも知れないけれども、やはり満足にこれが利用されておらぬということにはやはり相当の欠点があると思うんですね。そういう点をやはり局長からここで示してもらつて、どうすればこれが改善されて十分な利用が行なわれるかというような点もこれは明らかにしてもらつ必要がある。

せんと、私はなかなか利用率あるいは倍率を上げていくことがむずかしいのじやないかというふうに思つております。それで、実は、審議会でもその問題が非常に議論になつておりますので、その結論も見まして、私どもはもう一回その点を考え直す必要があるのじやなからうかと率直に思つております。

で、その際は、私どもしましては、そういうものがありまして、どうしてもほかから肥料等を買い取るといふところには貸すよろにということです。具体的に個々の組合へ行きまして、全國的に指導いたことがございます。その後制度としてそういうことまでみなできることまでいたしておりますが、中金と一緒に指導したことがござります。その後制度としてそういうことまでみなできることまでいたしておりますが、中金と一緒に指導したことがござります。その後制度としてそういうことまでみなできることまでいたしておりますが、中金と一緒に指導したことがござります。その後制度としてそういうことまでみなできることまでいたしておりますが、中金と一緒に指導したことがござります。その後制度としてそういうことまでみなできることまでいたしておりますが、中金と一緒に指導したことがござります。その後制度としてそういうことまでみなできることまでいたしておりますが、中金と一緒に指導したことがござります。その後制度としてそういうことまでみなできることまでいたおります。

○芳賀委員 それは十分善処してもらいたい。

その次、この保証業務の運営の方式なんですが、地方協会が保証すると、さらにその上に中央協会が副保証しなければならぬということになつておるのですね。こういう二重の保証というものは要らないと思うのですよ。法律でこれは制度があつてやはり地方協会が保証するということになれば、それさらに中央協会が必ずしも副保証しなければならぬかどうかということも、これはやはり一つの検討の課題だと思うのですがね。これに對してはどういう結論が出ていますか。

○伊東政府委員 これは再保証の問題でございますが、全国的に危険の分散をいたしますとか、そういうことから考えていきますと、末端の農協というものがあまり力がないということを保証していきます場合に、中央をとりまく、これは相当地方の保証協会の資金といふものがある程度潤沢になる、必要があるのじゃなからうか、また、どこか一ヵ所にそういう大きな履行が

できなくなるといふようなことになりますと、その地方保証協会が運営がむずかしくなるというようなこともありますので、私どもとしましては、まだ中央の再保証をはずしていくという段階ではないのじゃないかというふうに現在は考えております

か、そういう制度がだんだん出てくる。それから、開拓関係の金融措置にしても、昨年の開拓三法の改正によつてある程度改善と統一の方向に向かつておるわけです。ですから、この際、近代化資金との間における開拓の金融措置による開拓

する場合がある。やはり、近代化、機械化が進む場合には、自分の所有の機械だけではなかなか十分なことはできないと思う。特に開拓地の場合には機械化の事業に依存する場合が非常に多いと思うのです。トラクターとかブルドーザーとかレー・キドー・ザーとか、そ

出資する、そういうところにこれは当然制度の根本的なものを切り変える必要があるのじゃないかというふうに考えられるのですが、こういう点に対しては、たとえば審議会等に対しても基本的な問題といふものは諮問しているかどうか。

ずかしい問題がござりますので、乳牛等の問題になりますれば、ここでやるべきことよりも近代化資金の方で考えていくようには検討すべきじやないか。やはり、この経営資金といふのは短期なものというふうに限定した方が、一線を画した方がいいん

九是七、考卷下

○芳賀委員　これは大事な点ですか
ら、どうしても今の方式でなければならぬとすれば、もうちょっとはつきりした理由を述べてもらわぬといかぬです。検討中だから結論が出来るまでもう少し時間が必要だとすれば別であります。これは議論のあるところですか
ら、他のこれに類似な保証制度と比較しても、この二重保証というのではありません。ですから、目下検討中
りないです。だからもうちょっと時間が必要であるとすれば、それはお待ちするが、これは未来永劫これでいかなければならぬとすれば、そういう信念的な気持ですが
んばるとすれば、これはいろいろ議論の余地があると思う。

す。ですから、そういう運営上の調整とか改善というものを今後どういうふうにやるつもりでおるか。

○伊東政府委員 今の御質問の点で、近代化資金等の対象は、これは金融の上からいたしましても相当長期な、長期と言つては何でございまますか、長期の施設資金を考えておるわけでござります。こちらで考えておりますのは、ごく短期な経営資金を考えておるわけでもございまして、先ほどちょっと申し上げましたように、乳牛等につきましては確かに問題が出てくるだらうと私は思います、が、現在肥料とかあるいはえさとかいうおもにこれを使つてやつております金融につきましては、少し

されば非常に事業が進むということになると思うのですが、そういう場合の使用料等についてはやはり対象にするべきだと思うのです。ですから、当面したそういう問題とか、あるいは開拓の経営転換に伴う必要な経営資金、農業経営に必要なたとえば労賃の支払いというようなものも十分検討して、当然必要だとみなせば、これは業務方法書でどうでもなるわけですから、そういう点も速急に検討を進めて、やはりこの制度の充実というものをぜひ近代的な方向に進めてもらいたいと思う。そうすべきであると考えますが、これも検討しておるのであります。

ましたよな点はございませんで、実に
詰問をいたしておりませんので、どう
いう問題に触れました議論はないので
ございますが、現在の制度でも、出資
の内容をどらんになりますと、やはり
国と県が一番多く出資しておるわけ
ござります。先生のおっしゃる方向と
そう大きな内容的な違いはないのじや
ないかと私は思つておりますが、ま
た、形として、先生がさつきおっしゃ
いましたように、こういう二重保証と
いいますか、再保証がいいのかどうか
という御議論はござりますので、これ
は根本的にどうするかということを考
えますときの一つの問題になるんじゃ
ないかと、どうふうに思つております。

○芳賀委員 今まで質問した点が、大体法案改正に直接関係のある諸点だと思うのですが、今局長の答弁では、特に保証制度そのものに対しては、昨年農振興法の改正の中でもうたつ審議会等には何ら意見を求めていないといふことなんだが、それならば、結局、開拓審議会にはどの程度の小さい問題だけを諮問して答申を求めるのか。根本的な大きな問題は何も審議会にかけないのでしょう。かけてもかけなくていいような軽微な問題だけ、審議会ができるから今までそこへかけている

○伊東政府委員 私どもも、未来永劫
という言葉を使わされました。それで
うことですがんばつておるわけではちつ
ともございません。今の段階では、ま
だ地方の開拓農協、保証協会のことを
考えれば、現在すぐははずしていいかど
うかということにつきましては、私ど
もまだ確信が持てませんので、これは
将来の問題として検討したいと思いま
す。

○芳賀委員 次に、先ほど角屋君も触
れられたが、たとえばこの国会でいろ
いろ新しい金融制度といふのが法的に
出てくるわけですね。たとえば、近代
化資金であるとか、農業信用基金だと

あたってすぐには同じ分野で競合するとかいうような問題は出でこないのじやないか、開拓者の短期の経営資金としては、この制度が、いろいろ検討することはございますが、一番正道な金融でなかろうかというふうに実は考えております。

○芳賀委員 この点については、たとえば開拓者の組合等からも、対象を、今局長の言われた問題があるといふ乳牛の購入資金とか、それから重油、ガソリンとかの燃料油、これの購入資金、あるいは機械の借料、たとえば相当大きな農具とか機械をやはり生産の作業上賃借し、使用料を払うような必要が生

したものをわれわれも知つております。改正いたすべきものがあれば、また充実いたすべきものがあれば、短期資金だといふ性格に違反しない限り、これはある程度改正も考えたらどうかということで検討いたしております。
○芳賀委員 それから、この保証制度そのものなのですが、これは局長にだけどうだと聞いてもらひよつと無理だと思うのですが、現在の制度は、開拓者を主体とした相互保証的なものが中心になって、それに國と府県が助長するという体制なのですが、制度がここまで高まつてくれれば、むしろ國が主体になつて、これに開拓者あるいは府県が

○劳賃委員 それから、先ほど申した乳牛の導入資金とかその他の業務方法書の中へ入れるとすれば、やはり最高年ぐらいということに当然なる三つの年限は短いということに当たると思うのです。その場合、最長を五年ぐらいということに改める必要は当然出てくると思うのです。そういう必要な要はないですか。

○伊東政府委員 一つ乳牛を例にあげられたのでござりますが、先生おっしゃいました中には、労賃の問題とか燃料の問題とか借料の問題とか、いろいろございました。そういう短期なものと、乳牛を導入しました場合にこれを三年で返すといいましてもなかなかかね

○伊東政府委員 私どもが審議会にお尋ねしましたのは、既入植者の方向をどうやつたらいいか。具体的に言いますと、今開拓農振興臨時措置法があるわけですが、そういうもので一体いいのだろうかというよくなとで、これは私は非常に大きな問題だと実は思っております。先生おっしゃいました、保証制度そのものがどうかといふような形の諮問はいたしておりませんが、しばしば開拓農振興臨時措置法の抜本的改正ということが議論の中心になつておりますし、私は、

卷之三十一

ような対策が必要かどうか、必要な場合にはどうしたらいいのだ、ということを考えさせていただきたいと思いまして。

○芳賀委員 次に、これは非常に重大な点ですが、ことしから政府はパイロット事業というものを進めるに至りましたのです。これは、われわれの承知している範囲では、従来の開拓制度を廃止する、——廃止と言った方が適切か、大幅後退と言つた方が適切か、それは局長の判断にまかせるとして、も、そういう開拓制度の大後退というものを条件にして大蔵省とこととの開拓予算を作つたといふ説が非常に濃厚に流れております。これは裏話ともうところまでいかねが、どういうわけでも、そういう条件を農林省から示して、そしてことしの開拓予算といふものを見保したのか、その点を説明してもらいたい。

○伊東政府委員 パイロットということを考えましたのは新規のものでござります。従来のものは従来通りやり、必要なものは未墾地買収も実は予算に計上いたしておるわけでございます。

新規のものにつきましては、先ほども御説明いたしましたように、従来の開拓のやり方等から考えまして、あまり

関係者が納得できないよろな、また、されないようなところで開拓をしていくといふふうなことは、結果においてうまくいってないといふような判断をいたしまして、新規のものにつきましては、土地の取得の問題だけじゃなくて、もっと改善を加えるものは改善を加えまして、たとえば工事の施行等につきましては、これは土壤改良まで一貫して施行するとかいう改善を加え

て、新規のものは一つやつてみようじゃないか。従来のものは、継続しまして、未墾地買収等も統けておるわけですが、私どもとしましては、基本的に、先ほど申しましたように、草地制度協議会とかあるいは開拓審議会の結論を待ちまして、そこでどういうふうにしたらいかといふうに考へて、未墾地買収等も統けておるわけでございます。それで、私どもとしましては、基本的には、先ほど申しましたように、草地制度協議会とかあるいは開拓審議会の結論を待ちまして、そこでどういうふうにしたらいかといふうに考へて、未墾地買収等も統けておるわけでございます。

○芳賀委員 これからこうするといふんだからなお重大なんですね。今まで

はこうだつたらこれはやらないといふなら話がわかるが、従来の継続分については従前通りの方式を存続する

が、新規のものについてはこのようないふら話をわかるが、従来の継続分については従前通りの方式を存続する

といふように審議会もございますの

で、この結論をもらいましたら、もう一度どうしたら一番いいかといふことを再検討をする必要があるだろうと思つております。

○芳賀委員 この点は開拓行政の基本的な問題だが、きょうは時間が十分な

いですから、この点だけに議論を固定

することはできないですが、重大問題

だといふことだけは頭に入れておいて

もらいたい。

これに連絡して、今後農地法による

未墾地の取得といふのを認めないと

いうのですが、これもやはり農地制度上

から、開拓制度上から言って重大な点

ですね。これはどういうことなんですか。

○伊東政府委員 今後の開拓の問題でございますが、これは、私どもとして

は、やはりある程度企業として成り立つといいますか、そういうことでやつ

ていく必要があるんじやなからうか。

単に従来のよくな入植の考え方から、

全部わざかな携帯資金で入つてやると

いうことは、私は過去において相当問

題があつたんではないかといふふうに思つております。それで、土地等につ

くと、買いやすいところから買ってい

く。買いやすいというのは、実は自然

条件あるいは経済条件等の非常に悪い

ところを買っておることが多うござい

ます。その結果はかなり不振といふよ

す条件付という意味がよく了解できな

いのでございますが、新規のものにつ

きましては従来の方法と変えて一つ

いはすでに国が持つておりました上で

やつてみようじゃないかといふことは、

これは大蔵省もわれわれも実は意見

が一致した点でございまして、ただし、

その中でも土地につきましては、買つたところがすでにあります。そういうふうな形で一貫施行するというふうなことも、これは新規の問題として

考えていくといふようなことで、特に

条件としてどうと、いうことではございませんで、一方には今先生がおっしゃいましたように審議会もございますの

で、この結論をもらいましたら、もう一度どうしたら一番いいかといふことを再検討をする必要があるだろうと

思つております。

○芳賀委員 この点は開拓行政の基本的な問題だが、きょうは時間が十分な

いですから、この点だけに議論を固定

することはできないですが、重大問題

だといふことだけは頭に入れておいて

もらいたい。

これに連絡して、今後農地法による

未墾地の取得といふのを認めないと

いうのですが、これもやはり農地制度上

から、開拓制度上から言って重大な点

ですね。これはどういうことなんですか。

○伊東政府委員 相対売買というの是非常に弊害があるわけですね。金を山ほど

積めば成立するとしても、国の開拓方針に基づいて未墾地の開発とか取得を

やるということになれば、話し合いで

やつて、いけるいいところがあつて、そ

うして市町村等がここをやつてほしい

をやつしていくという考え方でございま

す。

○芳賀委員 これは問題点として指摘

しておきますが、最近の農地委員会の農地の扱い方といふのは、局長も大体

その実態は御承知だと思います。ですか

ら、相対売買ということになつて、農

地委員会の手を絶るといふことになれば、全部とも言わぬが、今の農地委員会といふのは土地の周旋屋とかプロ

カーチャー的性格があるとさえも非難をされておるわけですから、こういう点

は、やはり、市町村とか農地委員会の今

の農地に対する行政的な態度とか、政

府の補助機関的な農地に対する管理の態度といふものは、これは非常に問題

があると思う。こういう点も、きょう

は時間がないから議論しませんが、これは今後大きな問題だと思ふ。

それで、特に、今局長が言われたが、

今までの農地開拓の行政の一番大きな失敗は何かといふ点ですね。今度の

政府の所得倍増計画とか基本法においては、開拓地といふことについては一

こと根本的な問題になるが、今まで

うしてことさら触れていないのでですね。これはど

うしても触れていないのですね。これがどう

れわれが判断した場合、一番劣悪な条件の土地へ従来の家族經營主義の方

で開拓者を個々に分散入植させたとい

うことに一一番の失敗と弊害がある。やはり根本的に方式を変えて、やはり共同化方式ですね。その開拓全体の計画的な開墾とか入植とか營農とか近代化とか、そういうことをやはり共同の力と責任でやるよう最初から仕組んでいけば、おそらく現在と違った大きな成果があがつたと思うのです。だから、局長は正直な人ですが、何も自民党や政府の一あなたも政府の一員だが、気がねは要らぬです。その失敗の大きな原因がどこにあつたかくらいのことはこの委員会で明らかにしておく必要がある。やはり今後家族経営方式でなければ開拓はうまくいかぬものでやつた開拓行政を放棄したのか、そうあるかどうか。いつまでも未来永劫に失敗を繰り返させる家族経営主義でなければならぬのか、家族経営主義でない点は一番善良な正直な伊東さんからここで明らかにしてもらいたい。

○伊東政府委員 今、芳賀先生が、開拓の失敗の大きな原因だということとで、土地の条件が非常に悪いようなところへ、あるいは經營の形態として家族経営だけというような形でやつたのが失敗の原因じゃないかというお話をございました。私どもも、先ほどから申しておりますように、非常に開拓につきましては劣悪な土地に入つた人が多かったということは、どうしても見のがせない事実だと思います。それでは私どもは土地の問題につきましては、わざかな資本で入つてほとんど手開墾をやり、資本の面等におきましても、わざ

と思つております。最近は、これは不十分でござりますが、開拓につきましては、パイロット・ファームを作りまつたり、あるいは基本賞農類型といふことを考えまして、資本の点その他につきましては従来のやり方を変えようといふふうに考えておるわけでござります。また、家族経営の問題でございますが、私どもの考え方としましては、これは必ず家族経営でやらなければいかぬ、あるいは必ず共同経営でやらなければいかぬという態度はとつております。ただし、開拓地等におきましては、今後、労力その他の面で、一部の共同経営でありますとか、あるいは全部の共同経営になりますか、そういうものが既存の農家よりも相当出てくる可能性はあるのではないか。現に、実は私の方で、三十五年度から、全国五ヵ所でございますが、大規模な機械化した開拓地を作つて、こういうことを試験的にやつております。これは全部法人という形をとりまして、小畠地をあわせまして共同経営をやつてみようというような予算もとりますして実験をいたしております。将来の問題としてどういう経営形態がいいかということは、私どもの方としてはびつしゃりきめませんが、開拓地等においてはそういう形のものが出てくることは、これは予想されます。

長が先頭になつて、ます政府部内を啓蒙して、そうしてまた与党の皆さんを啓発していかなければだめだ。こういふ絶好の機会はないですよ。あなたのなはわりの中で一番共同化というものは伸びているわけだからして、これでいかなければだめだと、実際は推奨したいのでしよう。あなたのほんとうの気持はそうだと思います。たとえば、機械開墾地区のペイロット・ファーム、根釘にしても上北地区にしても、あいふうに、一戸入植する場合に、自己資金二百三十万も持って入らなければならぬという条件、あるいは農業の経験年数何年以上とか、それから従業者三名とか、そういう一つの選抜した農家の人たちを入植させた場合でも、北海道では相当大量の戸数があの機械開墾地区から脱農しているでしょう。そういうことはあなたはわかつていると思うのです。ですから、ああいう大がかりな機械開発の開拓方式をとつて最初から近代的な營農で生きる形で入植させる場合は、当然、家族經營主義でなくして、やはり大前提を共同化とすることに置いて、そして条件を了解して進んでそれに参加する人たちは選抜して、そして新天地を開拓するということやればよかつたんだが、やはり、従来の家族經營主義にとだわって、背負えない荷物を背負わしながら、だんだん他に農家として移住するのではなくて脱農する傾向が現われてきている。何百万円も借金をそこへ残して、それをどうやって処理していくかわからぬという状態になつてきている。ですから、この問題はやはり基本法の問題とも大きな関係がある。一つ、農林省の中から、あんたの方か

的な事例をぜひ適当な機会に進んで出すべきだと思う。どうですか。

○伊東政府委員 先ほど申し上げました通り、私の方では、今大規模機械化の実験農場というものを予算でとつております。これは全国五力所ぐらいでござりますが、全部法人經營でやろうと考えておりますが、これがどういう形になるかという実験をしようと実は思っております。先生のおっしゃいました、開拓地に入る者は全部共同化でなければならぬという何か方針を出したらどうかというお話をございますが、この点につきましては、そういう經營体に実は触れしておりません。実は、どういう形がいいかということはわれわれのは出していいるわけですが、これにつきましては、そいう經營体に中でまた検討はいたしますが、全部割り切つてどうでなければならぬといふところまでいきますかどうか、これは相当今後検討する必要があるのではないかと思つております。

○坂田委員長 ちょっと速記をとめて。

○坂田委員長 速記を始めて下さい。
芳賀貢君。

○芳賀委員 次に、この開拓地の營農方針を畜産農業や草地農業の方へどう持っていくかということは、方向はきまつておると思ふんですが、この点はどうですか。

○伊東政府委員 新しい問題としては、新しい開拓なり、新しく継続して入植していくといふような人については、極力、今先生がおっしゃいました

ような営農の内容のものにしてもら
う。ただし、そう言いましても、地帶
によりましては、やはり若干の水田を
作るとか、そういうような問題は出で
くるかと思いますが、なるべくそういう
ふうに持っていく。既入植者につき
ましては、これも先生御承知のよう
に、基本振興計画を作ったわけでござ
います。振興計画の内容は、どちらか
と言いますと、現在、やはり、従来の
般農業よりも、あるいは畜産をおも
にするとか、あるいは果樹とかに切り
かえる。そのために必要な金を貸して
くれというのが多うございますので、
私どもは、開拓審議会でまた別な結論
を得ればそのときでございますが、現
在の考え方としては、そういうもののに
融資をしましてやはり進めていくとい
うこととでそれに対処したらどうだろう
かというふうに思っております。

金を借りられる開拓者は、例の三分六厘五毛で二十年というのがございまして、これで当然借りられるわけでござります。先生のおっしゃいましたのは、それ以外の、いわゆる振興農家にもなってない、あるいは基本營農資金を借りぬでもいいよくな農家がその対象だらうと私は思います。どちらかと言いますと、振興農家以外でござりますので、まあ不十分ではござりますが開拓者の中では若干上の人だらうといふうに予想されます。こういう人につきましては、施設資金あるいは乳牛資金等については、近代化資金の方に投資をして、協会に出資をして、そこで借りるという道があるわけでございます。これがどのくらいかということにつきましては、まだ開拓のワクをどう作るというようなこともやつておりませんので、今後の問題で、私どもとしては、そういう希望者があればなるべくそれも利用できるようになりようなどを考えていく必要があるだろう。また、そういう指導も開拓者に対してしたいといふうに私の方も思つております。

とにかく、三男の新規入植の道が閉ざされるということは非常に大事な点だと思います。そういう点はどう考えられますか。

○伊東政府委員 私、先ほど、今後の入植者はなるべく一家をあげて入ってもらいたい、残った土地は残った人々に分ける、経営規模の拡大に使うということを申し上げたのでござりますが、これは、私どもは原則としてそういうふうに考えます。ただ、先生がおっしゃいましたように、それじゃそれで全部買けるかということになりますと、現実の問題としては、やはり二、三男の人でも入りたいといふところがあるだらうと思います。これは、私どもは、一線を画しまして絶対そういうものはだめだということじゃなくて、実情に応じましてそういうことを考えるところも出てくるというふうに思っております。

○芳賀委員 それでは開拓者の二、三男の新規入植は認める、その道は残つておるし、その道はあるということを確認していいのですか。

○伊東政府委員 原則としては先ほど申し上げた通りであります。私は、やはり実情によつてはそういうものもあり得ると思っております。

○芳賀委員 あり得るじゃなく、原則がそうでなければいかぬでしょ。それは、二、三男が農業者になりたくな、他業に転出するという場合、これは本人の自由意思ですからいいが、いわゆる長年の経験に基づいて新しい入植地に入りたいといふ場合には、当然これは国の責任で取り入れるべきだ、それを原則とすべきだと思う。

○伊東政府委員 これは、先生がおつ

しゃいますような事例を、それが原則だといふに考えますと、開拓の入植というものはやはり農家をふやしていくということに結果において実はなるわけでございます。私どもとしましては、開拓といふのはそういうものじやないんじやないか、今後の開拓といふものは、入植の場合は特に一家をあげて入ってもらつて、そのあととの土地は残つた人に配分するということがあり入植の原則ではなかろかといふに実は思つておるわけであります。ただ、それは言いましても、先生のおつしやいますような事例は私は必ず出てくるだらうと思ひます。そういう場合に、そういうものは一切いかぬといふことじやなくて、その地帶では一家をあけて入るという人もない、二、三男で希望者があるだけだといふような場合には、私どもとしては、そういうものはだめだということじやなくて、考え方だらうかといふふうに思つております。

いてもらいたいと思うのです。それが
はつきりしなければ、今後開拓の新規
入植はもうストップということになつ
てしまふのですよ。そのつもりでおる
らしいが、そこを明らかにしてもらいたい。
農用地の増大はやらぬらしいで
すが……。

方はば、これから十年間は農地は現状維持である。あくまでも現状維持方式でいく。ただ、毎年一万五千町歩とか二万町歩壊廢地ができるが、それだけは補充していく。どこまでも拡大しない、不拡大方針で現状維持でやっていく。これは間違いないんじゃないですか。これは間違いあるとすれば、この前の大蔵の農政の基本施策の答弁というのは、これは全くでたらめだったということになります。

○伊東政府委員 説明が若干不十分でございましたが、今言いました開拓二十一万七千あるいは千拓四万四千というのは農地造成でございますが、先生おっしゃいましたように、その間のつぶれ地といふことを考えますと、ふえる農地といふものはそれほど多くないということは、これは確かでございます。

○芳賀委員 最後に機械開発の問題であります。これはまた日を改めて質問したいと思っておりますが、農地開発機械公団といふのは、一体今どういうようなことをやっているのですか。

○伊東政府委員 機械公団の仕事のおもなものは、先生の御承知のように、北海道根釧地区あるいは上北、北岩手等の仕事をしておりますことと、そのほかに、開拓事業でございますが、いろいろ北海道の付随工事、たとえば重抜根でござりますとか、そういうようなことをやっております。そのほかに、これも御承知のよう、北海道では築津等に機械を貸しますとか、内地でございますと八郎潟に、持つておる機械を貸すとか、あるいは船を貸すというようなことをやっておるわけでござります。

私どもとしては、公団につきまし

ては、やはり、今後特に北海道、東北等で行なわれます大規模なもののが開拓、あるいは大きな国営事業等にその持てる機械を貸しまして、あるいは開拓でありますと開墾作業をやりますとか、そういうことを中心にして運営していきたいと考えております。

○芳賀委員 この点については資料としてあとで出してもらいたい。今の機械公団の人的な構成とかがどういうふうになつておるか、それから、主としてどういうような種類の機械を現在保有されて、年間どのくらいの事業成果をあげているものであるか、それから、公団発足以来今までにどの程度の仕事が行なわれたか、その他必要な点等についてはまとめて委員会に資料として出してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○伊東政府委員 今の資料要求でございますが、先生のおっしゃいましたのは後日資料として差し出します。

○芳賀委員 最後に、これ一点だけ終わりますが、周引き対策といふことを過去二、三年言つておつたのですが、最近は脱農奨励というふうに転換したらしいですが、そういうことですか。

○伊東政府委員 これは、最近といましても、実は予算を取りまして初めましたのは三十五年度、ことしが初めてでございます。それで、私どもは、そういう意図じやなくて、これはほかへ出ていくて、たとえば海外へ出ますとか、あるいは再入植しますとか、あるいは鉱工業に行きたいというような個人の意思を尊重しまして、それに合ふようにいたしております。ですか、再入植をしたいという人があれば、

それは新規扱いにしまして再入植するということであつておりますので、先づ露骨に脱農奨励政策に変わつたといふようにわれわれは見ておるわけです。これも所得倍増計画とか今の池田内閣の農民首切りに非常につながつてゐるのですよ。その片棒を局長はかついでおるのぢやないかといふようにわれわれは受け取つたので、そうかどうかといふことをただしたのです。それで他に従来通り、周引き対策といふのは、他に新しい有利な条件の入植地があればそこに転換させる、移動してもらはうといふことがあくまでもその前提条件になつて、しかし本人の意思で農業以外の方面に変わりたいという場合にはそれに対しても十分助長してやる、こういうことに変わりないです。

○伊東政府委員 今私説明いたしましたように、過剰入植と思われるところに残つた人が經營規模を拡大してうまくやれないというところを対象にいたしておるわけであります。その場合に、出られる人については、これはその人のほんとうの自由意思を尊重いたしておりまして、入植したいという人には、先生のおっしゃったように、入植地を世話をとか、新規入植でまた新しく金を貸すということを実はやつておるわけでございまして、あくまでこ

と暮ら場合には、そういうことは政策の対象としないということで、あくまでも自由意思でございまして、ある意図を持って脱農をさせようとか、そういうことではなくて、残つたところの入植者をどうやってうまくやつしていくかということが実はスタートでござります。

○芳賀委員 それでは、先ほど来重要な問題として指摘して提起した問題等については、後日農林大臣の出席を求めて質問することにして、その点だけを保留して、きょうはこれで終わります。

○湯山委員 資料要求で……。

旧軍用地で開拓地になつたものがどれくらいあつたか。それから、それらの中には、それをまた再び自衛隊用地に取り返したのが相当あるはずです。それが何件で、どれくらいあるか。それから、現在旧軍用地で開拓地になつたようないいことがあくまでもそれが何件で、どれくらいあるか。その資料を作りたいと思ふのですが、よろしくごぞざいましょう。

○伊東政府委員 大体出せると思いますので、なるべく御希望に沿うように資料を作りたいと思います。

○坂田委員長 次会は明日午前九時より閉会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十五分散会